

I 肥料制度の概要

1 目的

肥料を生産・輸入し、販売するにあたり、肥料の品質の確保等に関する法律を基にした肥料制度に従う必要があります。

制度の目的は、

- ① 肥料の品質等を確保する。
- ② 肥料の品質と、肥料に含有される肥料成分量の確保を図ることなどにより、公正な取引を確保する。
- ③ ①、②により、農業生産力の維持増進を図る。
- ④ 肥料の安全な施用を確保し、国民の健康の保護に資する。

ことです。

この目的を達成するため、肥料の公定規格や施用基準を設定し、公定規格に適合した肥料のみが登録され、生産・輸入できることとするとともに、検査により品質等の確認を図ることなどが行われます。

2 定義

肥料の品質の確保等に関する法律では、以下のものを肥料と定義しています。

- ①植物の栄養とするため、土地に施用するもの。
- ②植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。
- ③植物の栽培に役立つよう、土壌に化学的変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

3 肥料の分類

(1) 特殊肥料

特殊肥料とは、魚かすや米ぬかのように、農家の経験と五感により品質の識別できる単純な肥料や、堆肥のように品質が多様で、その価値が主成分の含有量のみには依存しないため、主成分量の多少のみで一時的な評価を行うことができない肥料、特殊肥料同士を配合した混合特殊肥料をいいます。特殊肥料は、農林水産大臣により指定されており、生産や輸入するためには県知事に届出をしなければならないことになっています。

なお、特殊肥料のうち、堆肥（汚泥や魚介類の臓器を原料とする物を除く）と動物の排せつ物、または、これらを原料とした混合特殊肥料については、

- ①肥料銘柄毎の品質のバラツキが大きく、肥料の種類から品質を識別することが困難である。

②肥料成分を一定量含有し、かつ、全国的に施用実績がある。

③このため、適正な表示が必要である。

ことから、定められた項目について、品質表示をしなければならないことになっていきます。

(2) 普通肥料

特殊肥料以外のものは、普通肥料となります。普通肥料は、原則として「公定規格」が定められており、公定規格に適合していれば登録をとることができ、登録をとることによって初めて生産や輸入することが認められます。

公定規格では、肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等を定めています。普通肥料には、農林水産大臣登録と都道府県知事登録があり、それぞれ手続きが異なります。なお、登録の有効期間は、3年のものと6年のものがあります

知事登録となる普通肥料は、以下のとおりです。

①天然物由来の有機物質のみからなる肥料

②石灰質肥料

③都道府県をまたがっていない農業協同組合等が配合して生産する肥料（手続きについては、鳥獣害対策課にお問い合わせください。）

ただし、登録された普通肥料や届出された特殊肥料または指定土壌改良資材を、きまりにしたがい配合・加工する場合には、届出で生産や輸入することができることとされています（この肥料を「指定混合肥料」とよんでおり、混合するものや加工方法によって「指定配合肥料」、「指定化成肥料」、「特殊肥料等入り指定混合肥料」、「土壌改良資材入り指定混合肥料」の4種類に分けられます）。指定混合肥料には、農林水産大臣届出と都道府県知事届出があります。

知事届出となる指定混合肥料は、以下のとおりです。

①有機質肥料、石灰質肥料、特殊肥料又は土壌改良資材のみを配合する肥料

②都道府県をまたがっていない農協等が配合する肥料